

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（本サービスの内容）	2
第2章 利用契約	3
第5条（利用契約の申し込み）	3
第6条（申し込みの承諾）	3
第7条（利用契約の成立と利用開始日）	4
第8条（本サービスの契約期間）	4
第9条（利用の条件）	4
第10条（本アプリの提供と管理）	5
第3節 契約事項の変更	5
第11条（追加ライセンスの購入）	5
第12条（加入者情報の変更）	5
第13条（権利譲渡の禁止）	5
第4節 本サービス提供の停止等	5
第14条（当社が行う本サービス提供の停止）	5
第15条（当社が行う本サービス提供の休止）	6
第5節 利用契約の解除	6
第16条（加入者が行う利用契約の解約）	6
第17条（当社が行う利用契約の解除）	6
第6節 IDおよびパスワード	7
第18条（IDおよびパスワードの管理）	7
第7節 料金等	7
第19条（料金等）	7
第20条（加入者の支払い義務）	8
第21条（料金等の請求時期および支払期限等）	8
第22条（遅延損害金）	8
第8節 機器一式	8
第23条（機器の設定・設置・移設・撤去）	8
第24条（責任事項）	8
第25条（対象物件の無償使用）	8

第 26 条 (便宜の供与)	9
第 27 条 (加入者の維持責任)	9
第 28 条 (故障)	9
第 29 条 (ゲートウェイ)	9
第 30 条 (関連端末)	9
第 9 節 雑則	10
第 31 条 (個人情報)	10
第 32 条 (著作権等)	10
第 33 条 (映像データ等の管理責任)	10
第 34 条 (機密保持)	10
第 35 条 (情報の削除等)	11
第 36 条 (禁止事項)	11
第 37 条 (加入者の義務)	12
第 38 条 (損害賠償の免責および特約事項)	13
第 39 条 (本サービスの廃止)	14
第 40 条 (関連法令の遵守)	14
第 41 条 (国内法令の準拠)	14
第 42 条 (定めなき事項)	14
付則	15
●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約	15
別表	16

【通信販売用】インテリジェントホーム契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定める【通信販売用】インテリジェントホーム契約約款（以下「本約款」といいます。）により、インテリジェントホーム（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を、当社とインテリジェントホーム利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の同意を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
提供先事業者	当社がサービス提供元として、別途営業委託する者
対象物件	加入者の指定した機器を設置する場所
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ECサイト等	当社が運営する通信販売サイトまたは他社が運営し当社が販売を委託する通信販売サイト
ライセンス	本サービスの利用権
機器	本サービスの利用にあたって使用する、インテリジェントホームゲートウェイ、関連端末および付属品の総称
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー、スマートライト等のデバイスの総称
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線（熱）を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線（熱）を狭域に感知するセンサー
センサー等	ドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称

用語	用語の意味
家電コントローラー	赤外線リモコンで作動する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型 IC メディアにより、電氣的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電氣的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
加入者端末	加入者が所有または管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
サーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で機器および加入者端末に必要なシステム
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
アカウント	本アプリを利用するための権利
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第 4 条（本サービスの内容）

本サービスは、対象物件に設置した機器を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して加入者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

2. 本サービスの利用には、EC サイト等を通じて当社が提供するインテリジェントホームゲートウェイ（以下「ゲートウェイ」といいます。）の設置が必要となります。加入者は、ゲートウェイに加え、当社指定の関連端末を単独または組み合わせて利用することで以下の遠隔操作を行うことができます。

（1）カメラリモート

本アプリ上で指定した条件に基づき映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス

（2）センサーリモート

本アプリ上で指定した条件に基づき感知した情報を指定のあて先に送信を行うサービス

（3）赤外線家電リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行うサービス

（4）電子錠リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作をスマートロックで行いま

す。テンキーによるパスワード認証や非接触型 ICメディアによる認証も可能となるサービス

(5) 電球リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき点灯、消灯、調光の操作を行うサービス

3. 本サービスは、当社指定の関連端末のみで利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。
4. 赤外線家電リモートを利用する場合、次の条件でサービスを提供します。
 - (1) ゲートウェイ 1 台に対し、家電コントローラー 1 台の接続に限ります
 - (2) 家電コントローラー 1 台に対して原則、家庭用エアコン、照明各 1 台の操作に限ります
 - (3) 家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモの提供する専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります。
5. 電子錠リモートは、次の操作で利用できるものとします。
 - (1) 本アプリを利用した加入者端末での遠隔操作、テンキーまたは非接触型 ICメディアにより施錠や解錠ができます
 - (2) オートロック機能により施錠ができます
6. 対象物件の通信環境や利用環境により、関連端末とゲートウェイおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。
7. 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款（以下「その他約款等」といいます。）がある場合は、加入者は、本約款に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。
8. 当社は、第 2 項で定める遠隔操作の内容を変更することができます。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第 2 章 利用契約

第 5 条（利用契約の申し込み）

申込者は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により、アカウント登録に必要な事項を当社に通知することで、本サービスの利用契約の申し込みが完了するものとします。

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第 6 条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
- (2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合

- (3) 本サービスの提供が著しく困難である場合
 - (4) その他、利用契約締結が不相当である場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第7条（利用契約の成立と利用開始日）

- 利用契約は、本サービスの利用契約の申し込みに対して、当社がIDを発行し、申込者に通知したときに成立するものとします。
2. 前項に規定する申込者にIDを通知した日を原則として当該契約成立日とし、申込者は加入者となるものとします。
3. 利用契約の成立後、加入者が所定の手続きを行うことで本サービスの利用が可能となります。本サービスの利用が可能となった日を本サービスの利用開始日と定め、当該利用開始日よりライセンスが有効となるものとします。

第8条（本サービスの契約期間）

- 本サービスの契約期間は、本サービスの利用開始日からライセンスの有効期間満了まで、または、第16条（加入者が行う利用契約の解約）第2項に定める本サービスの利用終了日、第17条（当社が行う利用契約の解除）第4項、第39条（本サービスの廃止）第1項に定める本サービスの提供終了日までとします。
2. ライセンスの有効期間満了前に、第11条（追加ライセンス購入）に定めるとおり、追加のライセンスを購入し、所定の手続きを行うことで、本サービスの契約期間を更新することができます。
3. 前項に規定する更新後の本サービスに関する契約期間は、追加ライセンスの有効期間満了まで、または、第16条（加入者が行う利用契約の解約）第2項に定める本サービスの利用終了日、第17条（当社が行う利用契約の解除）第4項、第39条（本サービスの廃止）第1項に定める本サービスの提供終了日までとし、本約款に関する最新の内容が適用されるものとします。

第9条（利用の条件）

- 本サービスは日本国内でのみ利用できるものとします。
2. 加入者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。
3. 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。
4. 加入者と本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が異なる場合は、加入者は利用者に必要な情報を提供するものとし、加入者は、利用契約の全責任を負います。
5. 第2項で定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合、当社は、本約款第8条（本サービスの契約期間）の規定にかかわらず、利用契約

を解除することができるものとします。

第 10 条（本アプリの提供と管理）

当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にてアカウントを加入者へ提供します。

2. 加入者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要がある、この媒体として、加入者端末を要するものとします。なお、当該加入者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
4. 加入者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第 3 節 契約事項の変更

第 11 条（追加ライセンスの購入）

加入者は、ライセンスの有効期間満了前に、当社所定の方法にて、追加のライセンスを購入し、所定の手続きを行うことで、本サービスを継続利用できるものとします。

第 12 条（加入者情報の変更）

申し込みの内容に変更があった場合、加入者は、当社所定の手続きにより当該変更内容を当社に通知するものとします。

2. 前項に定める手続きが行われなかったことにより加入者が損害または不利益を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします

第 13 条（権利譲渡の禁止）

加入者は、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第 4 節 本サービス提供の停止等

第 14 条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1) 第 20 条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合

- (2) 申込時に虚偽の事項を当社に通知したことが判明した場合
 - (3) 第 18 条（ID およびパスワードの管理） 第 2 項、第 27 条（加入者の維持責任）第 1 項、第 32 条（著作権等）、第 34 条（機密保持）第 1 項、第 36 条（禁止事項）、および第 37 条（加入者の義務）の規定に違反した場合
 - (4) 第 18 条（ID およびパスワードの管理）第 3 項の規定による場合
 - (5) 第 35 条（情報の削除等）第 1 項第 1 号から第 3 号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (6) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 15 条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) 当社の通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社の通信設備に障害が発生した場合
 - (3) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 5 節 利用契約の解除

第 16 条（加入者が行う利用契約の解約）

加入者は、第 8 条（本サービスの契約期間）の規定にかかわらず、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の方法にて当社に申し出るものとします。

- 2. 前項に規定する加入者が当社に申し出、当社が当該申し出を承った日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めま
- す。
- 3. ライセンス有効期間満了前でも返金はいたしかねます。

第 17 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条（本サービスの契約期間）の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 14 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
- (2) 第 9 条（利用の条件）に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
- (3) その他当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合

2. 当社は、加入者が第14条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条の定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。

第6節 IDおよびパスワード

第18条（IDおよびパスワードの管理）

当社は、契約の成立に伴い、加入者にIDを付与します。加入者は、IDおよびパスワードを自ら設定、変更するものとします。

2. 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、IDおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第16条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第17条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節 料金等

第19条（料金等）

本サービスの利用に関する料金等は、ECサイト等で購入した時点で完結するものとします。

2. 第23条（機器の設定・設置・移設・撤去）第2項に定めるとおり、当社に設定作業を依頼した場合の当該作業に要する費用は、別表に定めるものとします。ただし、ECサイト等で設定作業にかかる費用を支払い済みの場合はこの限りではありません。
3. 加入者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
4. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第 20 条（加入者の支払い義務）

加入者は、第 23 条（機器の設定・設置・移設・撤去）第 2 項に定めるとおり、当社に設定作業を依頼した場合、EC サイト等で設定作業にかかる費用を支払い済みの場合を除き、第 19 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、設定作業費の支払い義務は、設定作業が完了した日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、キャンセル等の支払い義務は、訪問前日 18 時以降のキャンセルまたは日程変更を行った日に発生するものとします。

第 21 条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。

第 22 条（遅延損害金）

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 8 節 機器一式

第 23 条（機器の設定・設置・移設・撤去）

機器の設定、設置、移設、撤去は原則として加入者自身が行うものとします。

2. 前項の定めに関わらず、加入者は、別途定める規約に同意し、所定の手続きを行うことで当社に、設定作業を依頼することができるものとします。なお、当該作業の保証期間は、別途定める規約に規定するとおりとします。

第 24 条（責任事項）

当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第 15 条（当社が行う本サービス提供の休止）第 1 項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第 25 条（対象物件の無償使用）

当社は、第 23 条（機器の設定・設置・移設・撤去）に定めるとおり、加入者から設定作業の依頼を受けた場合、必要最小限において、対象物件を無償で使用できるものと

します。

2. 加入者は、当該作業について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとしします。

第 26 条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が設定作業または通信設備の検査、修復等を行うために、対象物件の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとしします。

第 27 条（加入者の維持責任）

加入者は、機器一式を善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとしします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとしします。

2. 加入者の故意または過失により機器一式に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとしします。

第 28 条（故障）

本サービスに異常が生じた場合、加入者は機器一式に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとしします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、対象物件の通信設備に起因する異常については、この限りではありません。

2. 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとしします。

第 29 条（ゲートウェイ）

当社は、加入者が EC サイト等を通じて購入したゲートウェイを購入日または注文日から 24 カ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとしします。ただし、加入者が当該ゲートウェイを本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。なお、保証期間について、EC サイト等に別途規定がある場合は、それを優先するものとしします。

2. 加入者は、当社が必要に応じて行うゲートウェイのバージョンアップ作業の実施に同意するものとしします。
3. 加入者は、当社が提供するゲートウェイ以外のゲートウェイを使用して本サービスを利用することはできません。なお、当社は、第三者から譲渡された当社販売ゲートウェイを使用する加入者への本サービスの提供について一切保証しないものとしします。

第 30 条（関連端末）

加入者は、第 29 条（ゲートウェイ）に定めるゲートウェイに加え、当社指定の関連端末を EC サイト等を通じて購入することで、関連端末を単独または組み合わせて利用することができます。なお、対象物件の通信環境や利用環境により、ゲートウェイおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。

2. 当社は、加入者が EC サイト等を通じて購入した関連端末を購入日または注文日から 12 カ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて

当社が定める必要な措置を講ずるものとし、ただし、加入者が当該関連端末を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。なお、保証期間について、ECサイト等に別途規定がある場合は、それを優先するものとし、

3. 加入者は、当社が必要に応じて行う関連端末のバージョンアップ作業の実施に同意するものとし、
4. 加入者は、当社が提供する関連端末以外の加入者が用意した関連端末を利用することができます。ただし、加入者が用意した関連端末について当社は一切保証しないものとし、

第9節 雑則

第31条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとし、

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとし、

第32条（著作権等）

加入者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできません。

第33条（映像データ等の管理責任）

本サービスにより加入者が取得した映像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとし、

2. 当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとし、

第34条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとし、

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・搜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとし、
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとし、
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第 35 条（情報の削除等）

当社は、加入者による本サービスの利用が第 36 条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第 36 条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 36 条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 機器および施設の改変行為
 - ① 機器を譲渡、質入れする行為またはそのおそれのある行為
 - ② 機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
 - ③ 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (2) 当社の承諾のないサービスの利用行為
 - ① 本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
 - ② ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
 - ③ 本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為
- (3) ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用
 - ① ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
 - ② ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
 - ③ ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
 - ④ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
 - ⑤ 当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
- (4) 違法・有害情報に関する行為
 - ① 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - ② 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または

侵害するおそれのある行為

- ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 - ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
 - ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
 - ⑧貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
 - ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - ⑪第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - ⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑮本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - ⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (5) その他
- ①その他、本サービスの運営を妨げるなど、当社が不相当と判断する行為
 - ②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第 37 条（加入者の義務）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うも

のとします。

- (1) 加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
- (3) 加入者は、本アプリおよび本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

第 38 条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第 18 条（当社が行う本サービス提供の停止）、第 20 条（当社が行う本サービス提供の休止）、第 39 条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、制限、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、第 27 条（加入者の維持責任）、第 37 条（加入者の義務）に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに休止・制限等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 第 12 条（加入者情報の変更）の規定により、手続きが行われなかったことにより加入者が損害または不利益を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社およびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
5. ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
6. 加入者が、第 18 条（IDおよびパスワードの管理）第 2 項、第 27 条（加入者の維持責任）第 1 項、第 32 条（著作権等）、第 34 条（機密保持）第 1 項、第 36 条（禁止事項）および第 37 条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
7. 第 16 条（加入者が行う利用契約の解約）および第 17 条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
8. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第 31 条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
9. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の本サービスの利用状況や機器一式の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
 - (1) 本サービスの運用・管理
 - (2) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
 - (3) 本サービスの利便性の向上
 - (4) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発
10. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、

抽象化した上で開示するものとします。

11. 当社は、当社のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
12. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
13. 加入者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に第29条（ゲートウェイ）第1項および第30条（関連端末）第2項に規定する修理、交換、その他必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
14. 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
15. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
16. 当社は、本サービスに係る設定作業の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合のみ加入者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て加入者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
17. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

第39条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。
3. 当社は、都合により特定の関連端末を任意の月の末日付で廃止する場合があります。
4. 当社は、前項の場合には、当該関連端末を利用する加入者に対し当該関連端末を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該関連端末を廃止する旨を告知します。

第40条（関連法令の遵守）

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第41条（国内法令の準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第42条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 本約款は、2017年10月6日より施行します。

●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約

加入者は、本特約に同意し、当社所定の手続きをとることにより、当社および当社の提携事業者が連携する他の事業者（以下「連携事業者」といいます。）が提供する会員制サービス（以下「連携事業者サービス」といいます。）において当該加入者に付与されたID、パスワード等（以下「ID等」といいます。）を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、本サービスを利用することができます。（以下「連携サービス」といいます。）ただし、加入者は、本サービスの機能の中で一部利用できない機能があることにあらかじめ同意するものとします。

2. 加入者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。
3. 当社は、当社の提携事業者または連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。
4. 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部が停止・中断・終了等により提供できない場合、加入者は、連携サービスを利用できないことにあらかじめ同意するものとします。
5. 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部の変更・停止・中断・終了等により、加入者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 加入者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、加入者または第三者に損害が生じた場合、加入者がその一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、当社に損害が生じた場合、加入者はその一切の責任を負い、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
7. 加入者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、提携事業者、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 本特約に定めのない事項は、本約款の定めによるものとします。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとし
ます。）

1. 設定作業費用

当社に設定作業を依頼した場合に以下の料金が発生します。

設定作業費	14,000 円/式
-------	------------

2. 訪問前日 18 時以降のキャンセル等

訪問前日 18 時以降のキャンセルまたは日程変更をする場合は、以下のキャンセル料が
発生します。

キャンセル料	5,000 円/式
--------	-----------